

あいち総がかり行動

「自衛隊の人権問題」

戦争する国に向けて変質する自衛隊

佐藤博文弁護士講演報告

報告 八木巖

8月24日あいち総がかり行動が、自衛隊の人権問題に取り組む佐藤博文弁護士の講演を行いました。講演会に参加しましたので講演内容について報告をします。佐藤弁護士は実際いくつかの裁判を手がけられていて自衛隊の内部について詳しい方です。

お話は今日の自衛隊の現在地確認からはじまりました。国際法上も軍と言える。しかし、自衛隊は軍隊ではない、というのが政府のこれまでの姿勢であり、これが今日大きな矛盾になっている。人員的にも戦力的にも大きなものになっているのに「可視化」されていない。自衛隊の本任務は防衛出動なのに若い人たちは災害派遣の姿しかみていなくてそこにあこがれたりするが、実態は違う。



セクハラをうったえた五ノ井さんもそこにあこがれて入隊したということです。セクハラを受けたあと、五ノ井さんがネット上で集めたアンケートによるとそのセクハラの実態はすさまじいことがわかる。ほぼ犯罪レベルである。しかし、隠蔽体質があり、上官、先輩には逆らえない体質がある。五ノ井さんの例も不起訴になった。その背景には命をかけるという「賭命義務」があり、敵を「せん滅」するという「役割」がある。これが暴力性の背景。新入隊員は「遺書」を書かされ、それをロッカーに貼りだすという。ここでは「国のため」という国家主義と「個人尊重主義」(13条)との相克がある。自衛隊の「教育」にあたった教官が旧軍の関係者があっていたことも人権無視の背景にある。

自衛官の日常は上官、先輩への服従である。訓練は「せん滅」を意識したもので、命の危険さともなう。これまでけがをした兵士の救護の体制がなかった。

自衛隊は「専守防衛」の組織であるためけがをすれば病院へととなっているため。救護の体制をつくるためには9条を変え、医師法を変えなければならない。

現在、戦争ができる国作りのなかで戦争できる「兵士」作りの突貫工事がすすめられている。

ドイツにおいては軍事オンブズマンの存在があり外からの目もあるし、労働組合もあり、「人権」にも配慮される、という。

※当日の資料から抜粋

ドイツ憲法 立憲主義による統制下での再軍備・軍事オンブズマン制度・団結権の保障・兵士の抗命権

- ・ 兵員法第6条(兵士の市民権) 「兵士はすべての他の市民と同等の権利を有する」
- ・ 同第11条(服従) (1)兵士は上官に従わなければならない。(中略)ただし、命令が人間の尊厳を侵し、勤務目的のために与えられたものでない場合には、それに従わなくても不服従とはならない。
- (2) 命令はそれによって犯罪が行なわれるであろう場合は、兵士は命令に従ってはならない。
- ・ 国会直属の軍事オンブズマン
- ・ ドイツ連邦軍協会(現役および退役将兵とその家族ならびに遺族で構成される労働組合)

お話を聞いていて9条2項と13条をどのように整合させるか、自衛官の人権を自衛隊の戦争できる兵士作りのなかでいかに守っていくかということが大事と感じました。

佐藤博文弁護士プロフィール

北海道合同法律事務所所属。自衛官の人権弁護団 全国ネットワーク代表。自衛隊イラク派遣差止訴訟(札幌地裁)、空自現職女性自衛官セクハラ訴訟(同)、陸自格闘訓練死訴訟(命の零訴訟・同)、現職自衛官の母が原告の自衛隊南スーダンPKO派遣差止訴訟(同)、自衛隊情報保全隊国民監視差止訴訟(仙台地・高裁)、防大いじめ裁判(福岡地裁、横浜地裁)、18歳名簿の自衛隊提供違憲訴訟(奈良地裁)など自衛隊に対する訴訟を多数取り組む。

Youtubeに動画があります。

戦争する国に向けて変質する自衛隊 佐藤弁護士
<https://www.youtube.com/watch?v=B3UgTyEcbOQ>